

小規模保育事業の認可案件について

議題の要旨

現在、民間事業者が顔戸地先において「小規模保育事業」を始める準備を進めておられます。事業開始は令和4年4月の予定です。

この「小規模保育事業」の開始に当たっては、児童福祉法第34条の15第4項、米原市子ども・子育て審議会条例第2条第2号の規定により、子ども・子育て審議会の意見を聴いた上で市長が認可することになります。

意見聴取は、令和4年3月頃に開催予定の子ども・子育て審議会にて伺う予定です。今回は、意見聴取に先だて、小規模保育事業の概要等について説明するものです。

○児童福祉法

第34条の15

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○米原市子ども・子育て審議会条例

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可に関して協議すること。

0 はじめに

小学校就学前の子どもが利用する教育・保育施設として、現在、市内には幼稚園、保育所、認定こども園があります。これらの施設を利用するためには、保護者はあらかじめ、市に申請の上、教育または保育の認定を受ける必要があります。

| 施設 | 利用対象者 |
|--------|--------------------------------|
| 幼稚園 | 教育認定子ども(3歳以上の保育認定子ども以外の子ども) |
| 保育所 | 保育認定子ども(保護者の就労等により保育を必要とする子ども) |
| 認定こども園 | 教育認定子ども、保育認定子ども |

1 小規模保育事業とは

米原市ではこれまで、保育を必要とする子どもに対して、保育所や認定こども園での保育を実施してきました。この保育所や認定こども園は、都道府県知事が認可する定員 20 人以上の保育施設^{※1}であり、その認可に当たっては、都道府県が審査することになっています。

一方、平成 27 年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、市町村長が認可する事業として定員 20 人未満の保育を必要とする満 3 歳未満の子ども^{※2}を対象とする「地域型保育事業」が新たに位置付けられました。

この地域型保育事業の 1 つである小規模保育事業は、定員 6 人から 19 人までの保育を必要とする満 3 歳未満の子どもを対象とするものになります。

さらに、小規模保育事業には、定員 6 人以上 19 人以下の A 型と B 型、定員 6 人以上 10 人以下の C 型の 3 つの類型があり、それぞれの類型に応じて認可基準が異なっています。

保育を必要とする子どもが利用できる施設等の類型

| | 保育所 | 認定こども園 | 地域型保育事業 |
|--------------|---------------------------|---|---|
| 利用対象者 | 保育を必要とする小学校就学前の子ども(0～5歳児) | ○満3歳未満 保育を必要とする子ども ○満3歳以上 保育を必要とする、しな いに関わらず誰でも利用可 | 保育を必要とする満3歳未 満の子ども |
| 類 型 | - | ・幼保連携型 ・幼稚園型 ・保育所型 ・地方裁量型 | ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業 |
| 認可定員 (保育) | 20人以上 | 20人以上 | 小規模 6～19人 家庭的 1～5人 など |
| 認可権限 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 市町村長 |
| 市内施設 | 大原保育園 醒井保育園 米原保育園 | いぶき認定こども園 かなん認定こども園 まいばら認定こども園 おうみ認定こども園 認定こども園長岡学園 柏原こども園 認定こども園 イイト のり近江 | 該当無し |

¹ 認定こども園は、保育施設のほか、教育施設としての機能も兼ね備えています。

² 満 3 歳以上の子どもも保育体制の整備状況や地域の事情を勘案して、同じ施設で保育することも可能。

2 地域型保育事業の認可に関する審査基準

地域型保育事業の認可に当たっては、2つの基準で審査する必要があります。

(1) 設置者に関する審査基準（児童福祉法第34条の15第3項）

- ・ 第1号基準 経済的基礎
 - ・ 第2号基準 社会的信望
 - ・ 第3号基準 知識・経験
 - ・ 第4号基準 要件非該当（禁固・罰金刑、認可取消など11項目の要件）
- ※ 申請者が社会福祉法人や学校法人の場合は第4号基準の審査のみ

○児童福祉法

第34条の15

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
- (2) 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ～ル 略

(2) 事業の設備および運営に関する審査基準（児童福祉法第34条の16第1項） ＝「米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準」

○ 共通事項

一般原則、保育所等との連携、非常災害対策、職員の一般的要件
職員の知識および技能の向上、平等原則、虐待禁止、懲戒権の濫用禁止
衛生管理、食事、健康診断、内部規程の整備、備える帳簿、秘密保持
苦情対応

○ 事業ごとに定められている事項

設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡 など

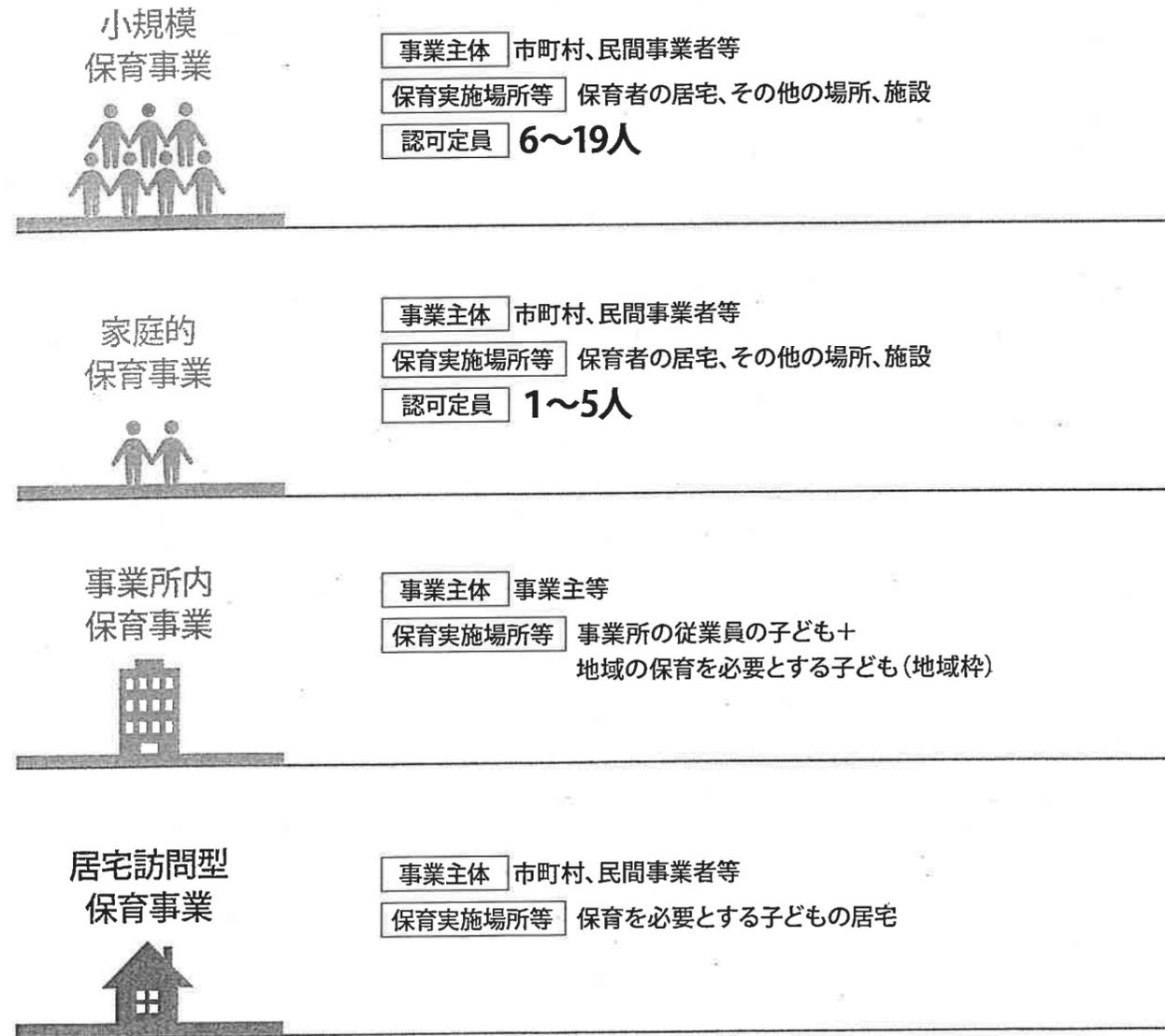
※ 別添資料「地域型保育事業の認可基準」参照

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。



出典 子ども・子育て支援新制度ハンドブック 平成27年7月改訂版 施設・事業者向け 内閣府・文部科学省・厚生労働省

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定しています。

A型:保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**:中間型 **C型**:家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。
 ※また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

| 事業類型 | 職員数 | 職員資格 | 保育室等 | 給食 | |
|-----------|---|---|----------------------------------|---|---|
| 小規模保育事業 | A型 | 保育所の配置基準+1名 | 保育士*1 | 0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡ | ●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3 |
| | B型 | 保育所の配置基準+1名 | 1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。 | 0~2歳児: 1人当たり3.3㎡ | |
| | C型 | 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2) | 家庭的保育者*2 | 0~2歳児: 1人当たり3.3㎡ | |
| 家庭的保育事業 | 0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2) | 家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者) | 0~2歳児: 1人当たり3.3㎡ | | |
| 事業所内保育事業 | 定員20名以上...保育所の基準と同様 定員19名以下...小規模保育事業A型、B型の基準と同様 | | | | |
| 居宅訪問型保育事業 | 0~2歳児 1:1 | 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 | — | — | |

- 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。
- 連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。
- 給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

<参考>

| | | | | |
|-----|----------------------|-------|---|--|
| 保育所 | 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 | 保育士*1 | 0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡ | ●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員 |
|-----|----------------------|-------|---|--|

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。
 *2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。
 *3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

3 地域型保育事業の認可の可否について

「家庭的保育事業等の認可について」(平成 26 年 12 月 12 日付け雇児発 1212 第 6 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)では、地域型保育事業の認可制度は、保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から認可申請があった場合には、認可するものとされています。

また、地域型保育事業の認可に係る基本的な需給調整の考え方として、内閣府が定めた基本指針に即し、市町村子ども・子育て支援事業計画を勘案し、地域型保育事業の認可申請への対応を検討することが定められています。

現行の第 2 期米原市子ども・子育て支援事業計画では、令和 6 年度までの 0～2 歳児の保育需要に対する確保の内容(=利用定員)として、0 歳児で 85 人、1・2 歳児で 392 人としていますが、令和 3 年度の市内保育所、認定こども園全体の利用定員は、0 歳児 85 人、1・2 歳児で 352 人となっています。

そのため、本件認可申請については、認可基準を満たす場合には認可していく必要があります。

第 2 期米原市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと提供体制
 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制(p65)

| 令和 2～6 年度 | 3～5 歳児 | 0 歳児 | 1・2 歳児 |
|-----------|--------|------|------------|
| 確保の内容【人】 | 743 | 85 | 392 |

施設別利用定員(保育)

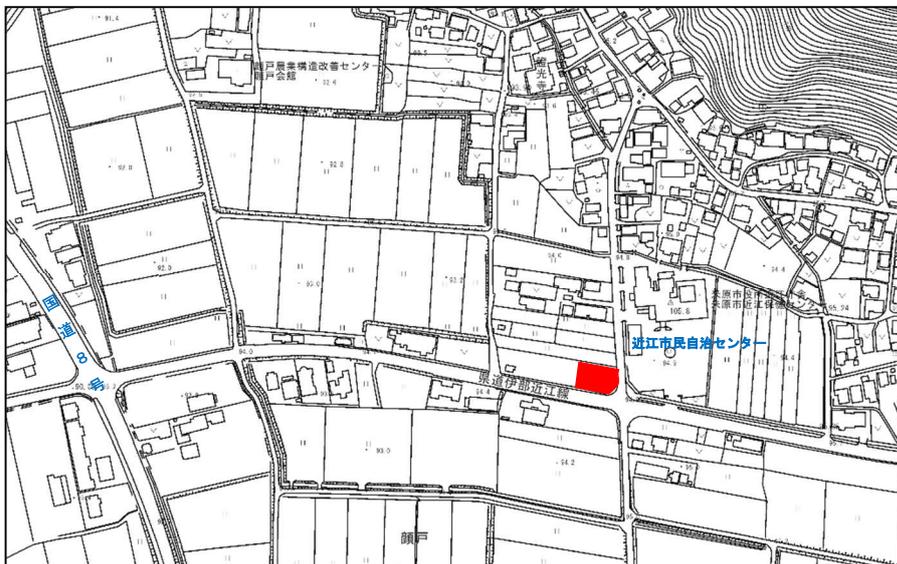
(単位：人)

| 施設名 | 3～5 歳児 | 0 歳児 | 1・2 歳児 |
|------------------|--------|------|------------|
| いぶき認定こども園 | 78 | 6 | 36 |
| かなん認定こども園 | 55 | 6 | 24 |
| まいばら認定こども園 | 105 | 15 | 50 |
| おうみ認定こども園 | 180 | 20 | 90 |
| 認定こども園長岡学園 | 60 | 6 | 34 |
| 大原保育園 | 91 | 9 | 30 |
| 柏原こども園 | 36 | 5 | 24 |
| 醒井保育園 | 22 | 3 | 15 |
| 米原保育園 | 50 | 6 | 24 |
| 認定こども園チャイルドハウス近江 | 56 | 9 | 25 |
| 合計 | 733 | 85 | 352 |

4 認可申請予定者の概要と今後の予定

(1) 認可申請予定者の概要

| | |
|---------|--|
| 事業者 | 合同会社ハイジ |
| 事業者の所在地 | 彦根市長曾根町 5 番 2-15 号 |
| 事業種別 | 小規模保育事業 B 型 |
| 事業所の名称 | (仮称) 顔戸ハイジ保育園 |
| 事業所所在地 | 米原市顔戸地先 |
| 事業所の構造等 | 建物 新設 木造 1 階建 延床面積 112 m ² 土地 借地 敷地面積 887 m ² |
| 利用定員 | 19 人 (内訳 0 歳児: 3 人 1 歳児: 6 人 2 歳児: 10 人) |
| 位置図 | |



(2) 今後のスケジュール

| | |
|--------------|-------------------------|
| 令和 3 年度 9 月頃 | 事業者から認可申請書の提出 |
| ～ | 事業者に対して認可基準を満たすように助言・指導 |
| 1 月末 | 認可申請書を正式受理 |
| 3 月頃 | 子ども・子育て審議会にて意見聴取 |
| 令和 4 年度 4 月 | 事業開始 |
| 随 時 | 指導監査により、認可基準を満たしているか確認 |